平成３０年（フ）第４４０号
東京都青梅市新町３丁目62番地の８レチェンテ秋喜101
債務者　永井　愛海（旧姓須﨑）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町釣236番地の５
債務者　竹下　智子（旧姓澄田）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
静岡県浜松市中区上島２丁目17番19号　レオパレス上島101
債務者　田中　光輝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
静岡県浜松市中区上島１丁目15番７号　ＡＰＥＸ　Ｉ　303
債務者　齋藤　達也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
静岡県浜松市西区入野町4705番地の５　メゾン嶋津103、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目24番９号　佐鳴台グリーンフラッツ201号
債務者　稲永　鐵男
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
静岡県浜松市西区入野町4705番地の５　メゾン嶋津103、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目24番９号　佐鳴台グリーンフラッツ201号
債務者　稲永𠮷志子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１０８０号
大阪府吹田市川園町61番13―303号
債務者　森島　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７６号
大阪府吹田市山田東４丁目41番４―602号
債務者　井料まりえ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０４号
大阪府東大阪市長堂３丁目８番18号　レオパレスＳＹＯＵ２　206号、前住所石川県羽咋郡志賀町高浜町クの60番地40
債務者　河嶋　友香
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号
熊本県天草市志柿町5304番地70　知ケ崎団地305号
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第２６３号
東京都小金井市貫井南町１丁目26番５号グレースハイム207
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６０号
東京都西東京市柳沢５丁目４番５号メゾンファミール203号
債務者　佐藤　賢和
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４１５号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田107―203
債務者　宇南山孝司
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６７８号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地11棟107号
債務者　鈴野　厚子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部